

令和5年8月4日

原子燃料工業株式会社 熊取事業所

## 原子力事業者防災業務計画の修正概要について

### 1. 目的

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の規定に基づき、原子燃料工業株式会社熊取事業所の原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適正化を図る。

なお、大阪府地域防災計画及び熊取町地域防災計画に抵触する修正箇所はない。

### 2. 主な修正内容

#### (1)第1章 総則

##### 第2節 定義

##### 8. 指定行政機関

P2

##### 【修正前】

国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項の規定する国の行政機関及び同法第8条から第8条の3までに規定する機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。(内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省)

##### 【修正案】

国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項の規定する国の行政機関及び同法第8条から第8条の3までに規定する機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。(内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、**こども家庭庁**、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省)

##### 【理由】

- ・ 2023年4月発足の行政機関を追加。

---

#### (2)第2章 原子力災害予防対策の実施

##### 第2節 原子力防災組織の運営

##### 2. 緊急時態勢の発令及び解除

P10

##### 【修正前】

##### (4)緊急時態勢の解除

##### ② 本社

人事総務部長は、緊急対策本部長 から事業所における緊急時態勢解除の報告を受けた場合、社長に報告し、社長は全社支援体制を解く。

なお、災害の状況に応じて、本社対策本部が原子力規制委員会原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)と協議して、社長から事業所の原子力防災管理者に緊急時態勢を解除するよう指示することがある。

##### 【修正後】

##### (4)緊急時態勢の解除

② 本社

人事総務部長は、**原子力防災管理者**から事業所における緊急事態解除の報告を受けた場合、社長に報告し、社長は全社支援体制を解く。

なお、災害の状況に応じて、本社対策本部が原子力規制委員会原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)と協議して、社長から事業所の原子力防災管理者に緊急事態解除を指示することがある。

【理由】

- ・ 記載の適正化を図る。

---

(3)第3章 緊急事態応急対策等の実施

第3節 緊急事態応急対策

2. 原子力防災要員等の派遣

P27

【修正前】

(2)派遣された副原子力防災管理者等は、緊急対策本部と連絡を密にし、現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会に事故状況の報告を行い、構成各機関と密接な情報交換を行うとともに、共有された情報を緊急対策本部に周知する。また、原子力災害現地対策本部の指示に基づき、必要な対応を行うとともに、その内容について、緊急対策本部長に報告する。

【修正後】

(2)派遣された副原子力防災管理者等は、緊急対策本部と連絡を密にし、現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会に事故状況の報告を行い、構成各機関と密接な情報交換を行うとともに、共有された情報を緊急対策本部に周知する。また、原子力災害現地対策本部の指示に基づき、必要な対応を行うとともに、その内容について、**原子力防災管理者**に報告する。

【理由】

- ・ 記載の適正化を図る。

---

(4)別表第9 原子力防災資機材(1/2)

33P

放射線障害防護用器具 呼吸用ボンベ付一体型防護マスク 呼吸用ボンベマスク(空気呼吸器)

【修正前】

点検内容 外観・員数

【修正後】

点検内容 **外観・員数・機能**

【理由】

- ・ 点検内容の適正化を図る

---

非常用通信機器 携帯電話等

【修正前】

具体的名称 専用携帯電話

【修正後】

具体的名称 **所内携帯電話機(PHS)**

【理由】

- ・ 記載の適正化を図る。

---

計測器等 空間放射線積算線量計

【修正前】

具体的名称 空間放射線積算線量計

【修正後】

具体的名称 **熱蛍光線量計(TLD)**

【理由】

- ・ 記載の適正化を図る。
- 

計測器等 空間放射線積算線量計 同上リーダ ※1

【修正前】

配備場所 照射棟2F 6

【修正後】

配備場所 **第1加工棟** 16

【理由】

- ・ 配備場所の変更。
- 

(5)別表第9 原子力防災資機材(2/2)

34P

計測器等(続き) 可搬式ダスト測定関連機器 サンプラ

【修正前】

具体的名称 可搬式ダストサンプラー

【修正後】

具体的名称 **可搬式ダストサンプラ**

【理由】

- ・ 様式第5 原子力防災資機材現況届書の記載に合わせ修正。
- 

計測器等(続き) 可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器 サンプラ

【修正前】

具体的名称 可搬式ヨウ素サンプラー(可搬式ダストサンプラー兼用)

【修正後】

具体的名称 **可搬式ヨウ素サンプラ(可搬式ダストサンプラ兼用)**

【理由】

- ・ 様式第5 原子力防災資機材現況届書の記載に合わせ修正。
- 

計測器等(続き) 個人用外部被ばく線量測定器

【修正前】

具体的名称 ポケット線量計

【修正後】

具体的名称 **個人線量計(電子式線量計)**

【理由】

- ・ 記載の適正化を図る。

---

(6)別表第10 その他の原子力防災資機材(1/2)

35P

非常用電源設備 可搬式発電機

【修正前】

保管場所 保安棟南側 ②

【修正後】

保管場所 保安棟横 ⑧

【理由】

- ・ 配備場所の変更。
- 

(7)別表第11 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材

37P

計測器類

【修正前】

名称 個人用外部被ばく線量測定器

【修正後】

名称 個人用外部被ばく線量測定器 (個人線量計(電子式線量計))

【理由】

- ・ 記載の適正化を図る。
- 

放射線障害防護用器具

【修正前】

名称 防護マスク用ダストフィルタ

【修正後】

名称 防護マスク用ダストフィルター

【理由】

- ・ 様式第5 原子力防災資機材現況届書の記載に合わせ修正。
- 

非常用電源 可搬式発電機

【修正前】

保管場所 保安棟横 ⑧

【修正後】

保管場所 保安棟南側 ②

【理由】

- ・ 配備場所の変更。
- 

(8)別表第16 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

42P

原子力防災資機材の貸与

【修正前】

空間放射線積算線量計

可搬式ダストサンプラー

ポケット線量計

【修正後】

熱蛍光線量計(TLD)  
可搬式ダストサンプラ  
個人線量計(電子式線量計)

【理由】

- ・ 記載の適正化及び様式第5 原子力防災資機材現況届書の記載に合わせ修正。

---

(9)別表第 17 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与 43P  
原子力防災資機材の貸与(但し、別表第8での資機材を含む)

【修正前】

空間放射線積算線量計  
可搬式ダストサンプラー  
ポケット線量計

【修正後】

熱蛍光線量計(TLD)  
可搬式ダストサンプラ  
個人線量計(電子式線量計)

【理由】

- ・ 記載の適正化を図る。

---

(10)別表第 18 他の原子力事業者で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材 44P  
の貸与  
原子力防災資機材の貸与

【修正前】

空間放射線積算線量計  
可搬式ダストサンプラー  
ポケット線量計

【修正後】

熱蛍光線量計(TLD)  
可搬式ダストサンプラ  
個人線量計(電子式線量計)

【理由】

- ・ 記載の適正化及び様式第5 原子力防災資機材現況届書の記載に合わせ修正。

---

(11)別図第 3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(1/2) 48P  
(1)事業所内での事象発生時の通報経路

【修正前】

通報先 内閣官房(内閣情報集約センター)

【修正後】

通報先 内閣官房 内閣情報調査室(内閣情報集約センター)

【理由】

- ・ 記載の適正化を図る。

---

(12)別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(2/2) 49P

(2)事業所外運搬での事象発生時の通報経路

【修正前】

通報先 内閣官房(内閣情報集約センター)

【修正後】

通報先 **内閣官房 内閣情報調査室(内閣情報集約センター)**

【理由】

- ・ 記載の適正化を図る。

---

(13)別図第4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報後の報告(連絡)経路(1/2) 50P

(1)事業所内での事象発生時の報告(連絡)経路

【修正前】

報告(連絡)先 内閣官房(内閣情報集約センター)

【修正後】

報告(連絡)先 **内閣官房 内閣情報調査室(内閣情報集約センター)**【理由】

- ・ 記載の適正化を図る。

---

(14)別図第4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報後の報告(連絡)経路(2/2) 51P

(2)事業所外運搬での事象発生時の報告(連絡)経路

【修正前】

報告(連絡)先 内閣官房(内閣情報集約センター)

【修正後】

報告(連絡)先 **内閣官房 内閣情報調査室(内閣情報集約センター)**

【理由】

- ・ 記載の適正化を図る。

---

(15)様式第10 応急措置の概要報告(4/4) 73P

【別紙2-2:放射性物質及び放射線に関するデータ】

固定式モニタリング設備(モニタリングポスト/エリアモニタ)

エリアモニタ 第1加工棟

【修正前】

第1-1貯蔵容器・集合体保管室

第1-1貯蔵容器・集合体受入室

【修正後】

**第1-1輸送物保管室**

**第1-1輸送物搬出入室**

【理由】

- ・ 部屋名変更による修正を図る。

以上